

女性のための 離婚に関する法律セミナー

託児
あり

新たな人生を踏み出すにあたっては、あらかじめ将来へのさまざまな準備が欠かせません。離婚後の生活を見すえ、離婚前に法的に欠かせないポイントを知っておく必要があります。離婚を勢いで決めてしまわずに、計画的で悔いのない人生設計を行ってみませんか。毎回好評の先生による法律セミナーです。離婚の全体像を知りたい方におススメです。

令和5年
10/18
(水)
13:30～15:30

講師 **李 栄愛 先生**

弁護士(あい法律事務所代表)

プログラム

離婚をする際におさえておきたい法律的なポイント

- ◆会場 : 女性センターパレア松本 ネットワーク室 (Mウイング3階)
- ◆対象 : 夫婦関係・離婚に悩んでいる女性
- ◆定員 : 20人
- ◆受講料 : 200円 (現金、当日払い)
- ◆託児 : 予約制。1歳以上未就学児 定員10人 (託児料1人につき300円)
- ◆申込方法 : 電話、FAX、メールにてお申込みください。
託児希望の場合は、10月11日(水)までにお子さんの名前・年齢を
あわせてお知らせください。
- ◆申込締切 : 10月13日(金) ※申込みのない当日の参加は認められません。

※お申込み後に、場合によってはご参加いただけない可能性があります。あらかじめご了承ください。

～主催 松本市 人権共生課 (女性センター パレア松本) ～
住所 〒390-0811 松本市中央1-18-1 (伊勢町通り)
電話 0263-39-1105 FAX 37-1153
E-mail : kyousei@city.matsumoto.lg.jp

申込フォーム ↓



☆女性センターには専用駐車場がございません。近隣の有料駐車場をご利用ください。